

## ちば森づくりの会規則

CMR001	交通費等補助基準	制定：平成 18 年 4 月 1 日 改訂：平成 25 年 4 月 20 日
--------	----------	---

1. 会の理事会、会を代表しての外部会議への参加等、特定の会員が会として必要な活動に参加するとき、所定の決裁を経て交通費、宿泊費および参加費を補助する。

費用種別	支給基準	決裁権者
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通機関利用の場合 実費とする。経路および特別料金を要する特急等の利用は常識の範囲とする。</li> <li>● 自家用車利用の場合 (自家用車利用が妥当と判断できること) 総走行距離 (km 未満切捨て) × 20 円、 および高速道路利用料、駐車料。 ただし、100 円未満の場合は 100 円とする。 なお、高速道路の利用は常識の範囲とする。</li> <li>● 徒歩、自転車 (原付を含) の場合は支給しない。</li> </ul>	会計担当理事
宿泊費	実費、ただし常識の範囲内とする。	理事長
参加費	実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 千円未満の場合 会計担当理事</li> <li>・ 5 千円以上の場合 理事長</li> </ul>

(注1) 特定のイベント等で別に定める場合はその定めに従う。

(注2) イベントの主催者等から補助がある場合は、それを控除する。

(注3) 高速道路通行料 (ETC の場合は除く)、駐車料、宿泊料および参加費については対応する領収書を提出する。(次項も同様とする)

2. 会の活動において、集合場所から作業場所まで車を乗り合わせて行ったとき、および道具類を運搬したとき、車を提供したものに対し、上記の交通費と同じとする。

なお、自己都合の場合、現地解散の場合、およびその他理事長が指定する場合は除く。

3. 会の活動日 (ただし総会、もりこん、および別途交通費を支給する場合は除く) に参加した場合、交通費補助として 1 回につき 300 円を支給する。原則として、支給は 4 月～9 月分を 10 月以降に、10 月～翌年 3 月分を 4 月以降にそれぞれ半年分をまとめて行うものとし、定例活動日に現金で行う。

(注 1) 荒天等で活動を中止した場合は対象外とする。

(注 2) 上記や臨時活動日等で対象かどうか紛らわしいときは理事長の判断による。

(注 3) 10 月ないし 4 月から 6 か月以内に当人の責めで支給が受けられなかった場合は支給を受ける権利が消滅するものとする。

(注 4) この規定は平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

以上